

様式第1-6（日本工業規格A列4番）

田地交協 第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 田原本町地域公共交通活性化協議会
住 所 奈良県磯城郡田原本町890番地の1
代表者氏名 会長職務代理者 副会長 植田知孝

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

平成30年度 生活交通確保維持改善計画

【地域内フィーダー系統確保維持事業】

平成 年 月 日

(名 称) 田原本町地域公共交通活性化協議会

(代表者名) 会長職務代理者 副会長 植田知孝

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

田原本町地域内フィーダー系統確保維持計画

(あいのりタクシー運行事業)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

田原本町では郊外の多くの地域が公共交通不便地域にあたり、これらの地域における日常の交通手段は自家用自動車を中心となっている。多くの高齢者は日々の生活において徒歩や自転車、家族による送迎に頼らざるを得ない状況にあり、買い物や通院、お出かけの際の交通アクセスに不便を来している。また、まちの構造も自動車に対応したものとなり、商業施設や医療機関等は町の中心部や自動車を利用しやすい郊外の国道や県道沿いに立地されるようになり、結果として、昔ながらの商店が立ち並ぶ近鉄橿原線田原本駅周辺の市街地では来訪者が減少し、さらに地区住民の高齢化も相まって活力が低下している。

このような背景から、公共交通不便地域から駅周辺地域や町の中心地へのアクセス利便性向上と高齢者等、いわゆる交通弱者に対する移動手段の確保を図る必要がある。「高齢者等の買い物・通院といった日常生活の外出支援（移動手段の確保）」「公共交通と連携した、まちづくりによる地域活性化」の方針に基づき、デマンド型のあいのりタクシー「ももたろう号」事業を実施しており、これまでに一定の利用者数と町民の理解が得られている。

そこで、田原本町では、あいのりタクシーの必要性が今後もより一層高まることから、地域公共交通確保維持改善事業として取り組んでいく考えである。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

あいのりタクシー「ももたろう号」の利用者数 25.0人/日以上を目指す。

※平成28年度実績 利用者数 23.5人/日

(2) 事業の効果

利用者数を25人/日以上を目指すことで、公共交通不便地域と近鉄橿原線や町の中心部とを結ぶ移動手段が維持確保され、高齢者をはじめとする町民の日常生活に必要な移動手段が確保される。さらに、町の中心部への来訪者数が増加することによって地域の活性化が図られる。

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【運行事業者：西村タクシー】

乗合率を高めるため、予約状況を整理し、乗合可能なルートを選択する。

【田原本町】

利用者に乗合タクシーの主旨を再周知し、乗合乗車に協力を得る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

「表1」を参照

■あいのりタクシーももたろう号の事業概要

①運行エリア

田原本町内全域

②乗降場所（別紙1参照）

停留所：各自治会に設置（自治会の大きさに応じて複数カ所設置）

目的地：商業施設、医療施設、公共施設、町内の鉄道駅等

③運行日

月曜日から金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始は運休）

④運行時間帯及び回数

午前9時から10時台まで 1時間に2便

午前11時から午後5時台まで 1時間に1便

毎時00分 田原本駅前広場出発（※全時間帯、予約がなければ運行しない）

⑤料金

種別	料金（1回乗車）	備考
大人	300円	
小学生	150円	
小学生未満	無料	保護者同伴
田原本町デマンド型乗合タクシー 一高齢者運転免許自主返納支援 対象者	田原本町デマンド型乗合タクシー高齢者運転免許自主返納支援委託業務仕様書による。	

⑥運送予定者

西村タクシー有限公司

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

田原本町が費用の負担者となる。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
西村タクシー有限会社
7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法
(活性化法法定協議会を補助対象事業者としないため記載なし)
9. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要(表3)
(地域内フィーダー系統維持確保のため記載なし)
10. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧(表4)
(地域内フィーダー系統維持確保のため記載なし)
11. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要(表5)
「表5」を参照
12. 車両の取得に係る目的・必要性(自由記述)
(車両の確保を行わないため記載なし)
13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果(自由記述)
(車両の確保を行わないため記載なし)
14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額(表6及び表7又は表8及び表9)
(車両の確保を行わないため記載なし)
15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)
(老朽化更新の代替等を行わないため記載なし)
16. 協議会の開催状況と主な議論(自由記述)
平成29年5月11日(木)開催 第15回田原本町地域公共交通活性化協議会 ・平成28年度 事業・会計報告及び監査報告について ・平成29年度 事業計画(案)・予算(案)について 平成29年8月17日(木)開催 第16回田原本町地域公共交通活性化協議会 ・平成30年度 地域公共交通確保維持改善計画(案)について

17. 利用者等の意見の反映状況（自由記述）

田原本町地域公共交通活性化協議会において構成員である地元代表者（田原本町自治連合会、田原本町老人クラブ連合会、田原本町地域婦人団体連絡協議会）の意見を反映。

18. 協議会メンバーの構成

平成29年度 田原本町地域公共交通活性化協議会の構成員

氏名	所属	肩書	
植田 知孝	田原本町町長公室	公室長	第1号の委員 法第6条第2項
中屋敷 晃弘	田原本町住民福祉部	部長	
森 博康	田原本町産業建設部	部長	
福嶋 博	近畿日本鉄道（株）総合企画本部	計画部長	第2号の委員 法第6条第2項
後藤 秀雄	奈良交通（株）自動車事業本部乗合事業部	部長	
吾妻 孝義	奈良県タクシー協会	専務理事	
葛本 真	奈良県タクシー協会磯城郡支部	代表	
山口 勝彦	公益社団法人奈良県バス協会	専務理事	
霜永 勝一	奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	
三濱 敦彦	田原本町自治連合会	会長	第3号の委員 法第6条第2項
山田 至完	田原本町商工会	会長	
服部 誠	田原本町観光協会	会長	
大橋 明子	田原本町老人クラブ連合会	会長	
北浦 佐多子	田原本町地域婦人団体連絡協議会	会長	
中西 秀和	田原本駅西地区まちづくり協議会	理事長	
吉田 昭吾	国保中央病院	事務部長	
米田 一彦	国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局	支局長	
折原 英人	奈良県県土マネジメント部地域交通課	次長 (地域交通課長事務取扱)	
村田 淳	奈良県県土マネジメント部中和土木事務所	所長	
山崎 友宏	天理警察署	署長	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内ファイダーシステム）

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
奈良県 田原本町	西村タクシー有限公司	(1) 田原本町内	近鉄田 原本駅	田原本町	近鉄田 原本駅	往 復 km km	244日	2,446回		区域運行	②(2)	③	
		(2)				往 復 km km	日	回					
		(3)				往 復 km km	日	回					
		(4)				往 復 km km	日	回					
		(5)				往 復 km km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内ファイダーシステム）

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
奈良県 田原本町	西村タクシー有限公司	(1) 田原本町内	近鉄田 原本駅	田原本町	近鉄田 原本駅	往 復 km km	244日	2,456回		区域運行	②(2)	③	
		(2)				往 復 km km	日	回					
		(3)				往 復 km km	日	回					
		(4)				往 復 km km	日	回					
		(5)				往 復 km km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内ファイダーシステム）

32年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
奈良県 田原本町	西村タクシー有限公司	(1) 田原本町内	近鉄田 原本駅	田原本町	近鉄田 原本駅	往 復 km km	244日	2,456回		区域運行	②(2)	③	
		(2)				往 復 km km	日	回					
		(3)				往 復 km km	日	回					
		(4)				往 復 km km	日	回					
		(5)				往 復 km km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	田原本町
-------	------

(単位:人)

	人 口
交通不便地域	7,373

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
111	西井上	局長指定
149	東井上	局長指定
89	平田	局長指定
148	大木	局長指定
194	西大木	局長指定
134	伊与戸	局長指定
150	笠形	局長指定
167	蔵堂	局長指定
95	為川南方	局長指定
44	為川北方	局長指定
201	金澤	局長指定
657	法貴寺	局長指定
385	八田	局長指定
259	唐古	局長指定
365	鍵	局長指定
1189	小阪	局長指定
325	大安寺	局長指定
86	西大安寺	局長指定
277	笠形第一	局長指定
183	新阪手	局長指定
278	阿部田	局長指定
678	味間	局長指定
355	佐味	局長指定
304	大網	局長指定
81	金剛寺	局長指定
266	満田	局長指定
203	平野	局長指定
7,373		

国庫補助上限額の算定

対 象 人 口	算定式	国庫補助上限額
7,373	(対象人口)7,373人×150円+240万円	3,505,000

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

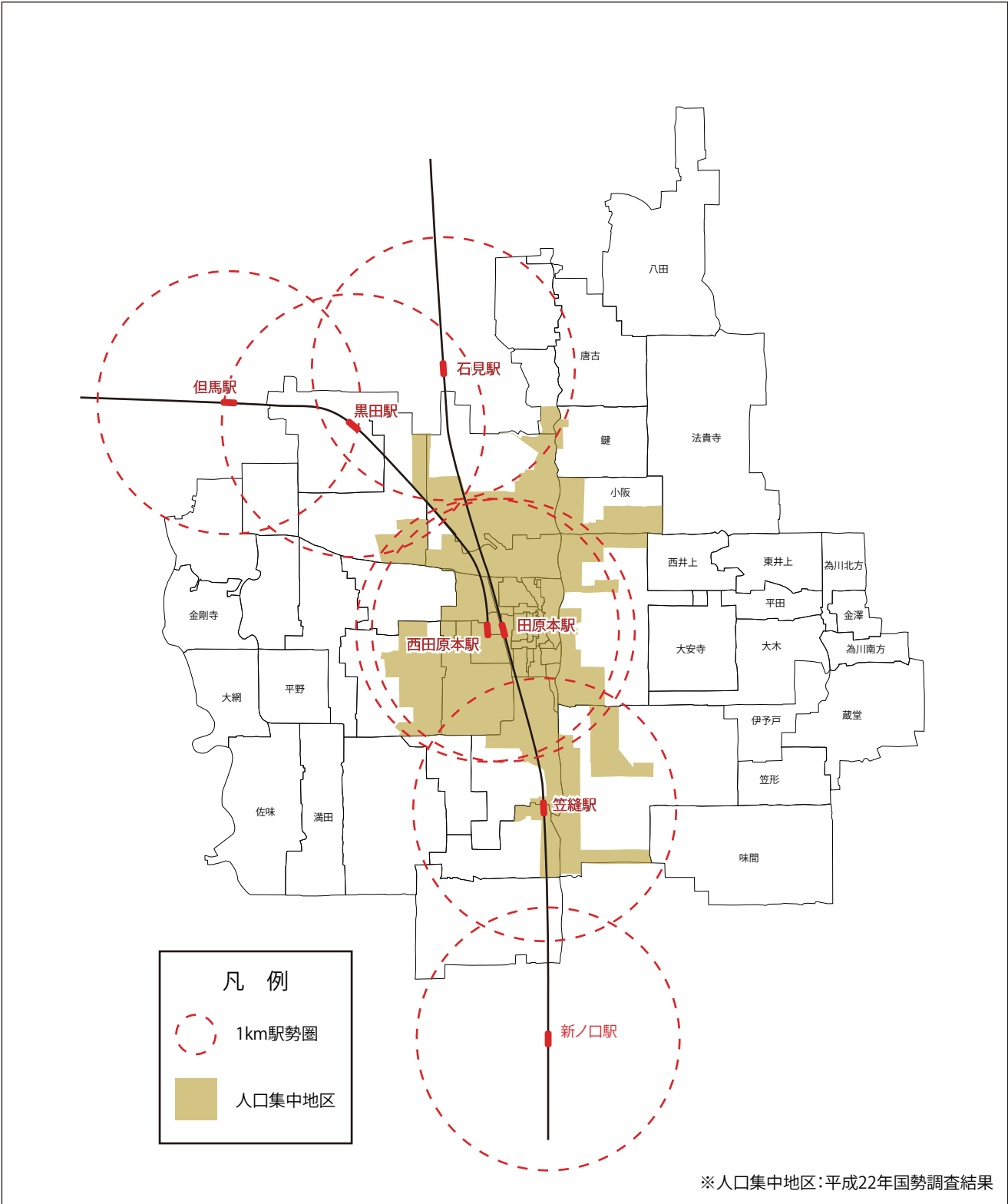


図 駅 1km圏内と人口集中地区

目的地・自治会停留所（自治会からの推薦）

- 停留所 : 各自治会に設置
- 目的地 : 商業施設、医療施設、公共施設、町内の鉄道駅等

